

資料3

障害者自立支援調査研究プロジェクト資料

1	障害者自立支援調査研究プロジェクト事業概要	P 1～P 2
2	障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務の流れ	P 3～P 4
3	障害保健福祉推進事業実施要綱	P 5～P 8
4	障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項	P 9～P 32
5	障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会運営要綱	P 33
6	事業の採択について（採択基準）	P 34～P 36
7	内示添付の事務連絡	P 37～P 40
8	追加事務連絡	P 41～P 45
9	事業実績報告書様式	P 46～P 57
10	実績確認現地調査について	P 58～P 59
11	障害者自立支援調査研究プロジェクトに係る改善策	P 60
12	参考	
	・社会福祉推進事業実施要綱	P 61～P 62
	・社会福祉推進事業評価委員会設置要綱	P 63～P 64
	・老人保健健康増進等事業実施要綱	P 65～P 67
	・老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱	P 68～P 69
	・厚生労働科学研究費のあらまし	P 70～P 77

障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト事業)概要

- 障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を図り、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。
- そのため、厚生労働省では、そのような障害者の自立支援の充実のための、先駆的・革新的事業に係る調査研究事業に対して所要の助成を行うこととしている。

1 事業創設年度

平成18年度

2 事業の目的

障害者自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行い、障害者に対する障害福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

3 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)
- ② 厚生労働省所管の公益法人等及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体(民間団体)

4 補助の対象事業(例:平成21年度の募集テーマ)

テーマ番号	テーマ名称
1	今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
2	障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
3	障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
4	就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
5	障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
6	障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
7	精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
8	適切な福祉用具(支援機器)の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
9	障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
10	地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

5 補助額等

- ① 予 算 額:平成21年度:13億円
(H18年度:5億、H19年度:25億、H20年度:25億)
- ② 補 助 上 限 額:平成21年度:15,000千円
(H18年度～20年度:20,000千円)
- ③ 補 助 率:10／10
- ④ 補助対象経費:報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等

6 事業採択の方法

有識者等による「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」において採択すべき提案を検討し、その結果に基づき事業採択を行う。

7 過去4年間の採択状況

項目	申請件数	採択件数	内示額
平成18年度	226件	80件	597,030千円
第1次募集	137件	48件	397,000千円
第2次募集	88件	31件	184,950千円
第3次採択	1件	1件	15,080千円
平成19年度	318件	183件	1,813,400千円
第1次募集	284件	159件	1,568,400千円
第2次募集	32件	22件	170,700千円
第3次採択	2件	2件	74,300千円
平成20年度	291件	167件	1,803,600千円
第1次募集	276件	159件	1,700,000千円
第2次採択	15件	8件	103,600千円
平成21年度	233件	113件	1,009,100千円
第1次募集	232件	112件	997,100千円
第2次採択	1件	1件	12,000千円

障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務の流れ

○ 募集テーマの選定

1月～2月

- ・企画課が、次年度のテーマについて、各課へ募集の照会を行う。
- ・各課はそれぞれ課題となっている事項を検討してテーマ案を選定

○ H Pで公募

2月～3月

- ・協議要項等（テーマ、対象経費、限度額注意事項、提出書類等を記載）をホームページに掲載して公募する。
- ・3月末までに補助を希望する団体から協議書が提出される。

○ 採点・審査

4月～6月

- ・検討会の構成員を選定する（単年度で選定）。
- ・検討会は、20年度からは、学識経験者5人、地方公共団体1人、障害保健福祉部課長4人の10名で構成。
- ・事務局（企画課自治体支援係）は、提出された協議書類をテーマ毎に選別し、採点のためのリスト作成、印刷等の準備を行う。
- ・採点は、学識経験者等の専門分野を考慮し、ひとつのテーマに対して、2人の学識と2人の厚労省職員が担当する。
- ・採点は、検討会前に半月以上の期間をとって、それぞれの委員に採点基準に基づき採点してもらい、事務局で集計する。

○ 検討会の開催

6月

- ・事務局において、構成員からの採点結果を集計し、予算を勘案し採択ライン（案）を作成する。
- ・構成員の特記事項等を整理し、検討会用の一覧表に整理する。
- ・検討会を開催し、採択ラインを決定し、各団体の得点や特記事項を確認し、全体としての課題、整理事項等を検討、調整し、採択団体を決定する。

○ 内示

6月

- ・検討会の結果を踏まえ、評価点による査定率（20年度：70～95%）と個別の不必要的経費を差し引いて交付額を算定し、内示する。（事実上の補助金額の決定）

<2次採択を行う場合> 20年度の例

○ テーマの選定

7～8月

- ・各課に緊要度の高い事業について照会し、とりまとめ。

○ テーマ及び実施団体の決定

9月

- ・各課の担当者にヒアリングを行い、事務局において緊急性・必要性・実施団体の選定方法等に着目して採点し、高得点のもとから採択

○ 内示

10月

- ・各団体に申請書の提出を依頼し、内示

○ 交付申請

10月

- ・当補助金は、地域生活支援事業補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱の対象事業として実施しており、対象事業全体が決まってからの要綱制定となるため、申請・決定等がこの時期となる。

○ 交付決定・概算払

11～12月

- ・辞退しない限りは、内示額と同様の申請が行われ、概算払いを行う。

○ 実績報告

翌4月

- ・単年度の事業となるため、3月末までに事業を終了し、4月10日までに成果品を含め、事業実績報告書を提出させる。(決算書は見込み書抄本)

○ 額の確定

翌9月

- ・新年度の内示後を目安(6月)として、前年度の実績報告を審査する。
- ・不要額は当然返還となるが、他にも実績報告において、不適切と思われる経費の支出があった場合は、事情を伺い、追加の書類を提出させたり、場合によっては、領収書の原本を送付させたり、実地に調査を行う。
- ・全団体の調査終了後確定し、不要額がある団体には返還を請求する。

障害者保健福祉推進事業実施要綱

(平成21年4月 1日制 定)

(平成21年5月29日一部改正)

1. 目的

本事業は、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業及びマーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術を開発することを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体
- (3) 国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

3. 対象事業

- (1) 別添1の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」として実施する調査研究事業
- (2) 別添2の「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」として実施する研究開発事業

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

事業の実施を希望する者は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議するものとする。

「障害者自立支援調査研究プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者自立支援法を核として、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成21年度においては、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するため、次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行うものとする。

- 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
- 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
- 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
- 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
- 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
- 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
- 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
- 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
- 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1) に掲げる指定テーマ分以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行うものとする。

3. 検討会の設置

有識者による障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。

「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者の自立を支援するためには、マーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術に関する研究開発が必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、開発を行う企業、公的研究機関及び障害者等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発することを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者の自立支援の促進に資することを目的とする。

2. 対象事業

次のテーマに関する事業実施の提案について、採択を行うものとする。

- 障害者が自立して住みやすい住環境モデルの構築
- 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 視覚障害者の日常生活支援機器
- 安全に配慮された電動車いす
- 重度運動機能障害者の意思伝達を支援するB.M.I.技術の開発
- 障害者スポーツ用機器の開発

3. 事業の実施体制

国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

4. 評価検討会の設置

有識者による障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト評価検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を推進し、障害者の自立を支援するためには、地域における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、そのような地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本プロジェクトの積極的な提案を求める。

1 目的

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3 対象事業

（1）指定テーマ分

平成21年度においては、特に次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行う。（各テーマの提案に係る詳細は別に提示する個表を参照すること。）

テーマ番号	テーマ名称
1	今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
2	障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
3	障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
4	就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
5	障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
6	障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
7	精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
8	適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
9	障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
10	地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1) に掲げる指定テーマ以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行う。

4 補助基準額等

(1) 補助基準額

1事業当たり1,500万円を上限とする。

ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 補助率

定額 10／10相当

(3) 補助対象経費

障害者保健福祉推進事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金 等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）

各項目の具体的な支出例は、以下のとおりである。

番号	項目	具体的な支出例
1	報酬	・非常勤の職員の報酬 ・自治体に付属機関として設置される審査会、審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	・一時的に雇用される職員に対して労働の対価として支払う金銭（正職員の給料は補助の対象とならない）
3	共済費	・1、2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	報償費〔諸謝金〕	・協議会等の構成員に対する謝礼 ・講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 (いずれも金銭、物品を問わない)
5	旅費	・調査研究のために行う国内外の旅行経費
6	消耗品費	・各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費
7	燃料費	・自動車等の燃料の購入費
8	食料費〔会議費〕	・会議用、式日用の茶菓代（弁当等の食事代は含まない）
9	印刷製本費	・報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費
10	光熱水費	・電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料

1 1	役務費〔雑役務費、通信運搬費〕	・郵便料、運搬料、電信電話料 ・新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・銀行振込手数料、翻訳手数料
1 2	委託料	・アンケートの集計作業等を第三者に行わせる場合の経費
1 3	使用料及び賃借料	・講演会等の会場借上料、パソコン等の機械の借上料、有料道路通行料等
1 4	備品購入費	・点字プリンター等リースになじまない物品の購入費 (※パソコン等、OA機器の購入は補助対象外)
1 5	負担金	・研修会等の参加負担金等

5 留意事項

- (1) 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。
- ア 単年度で終了しない事業
 - イ 障害者自立支援法等の法定サービスで対応できる事業
 - ウ 事業の主たる目的である事務・事業を事業主体が実質的に行わず、第三者に委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
 - エ 事業の大部分が備品購入費である事業
 - オ 営利を目的とする事業
- (2) 事業内容、実施方法等においては、以下の点に配意すること。(事業内容上馴染まない場合を除く。)
- ア 地域で策定した障害福祉計画と適合し、その推進を図る事業であること。
 - イ 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
 - ウ 学識経験者等の外部委員を含めた検討委員会を設置する等、客観的な体制で評価・分析が行われること。
 - エ 指定テーマに基づく事業を協議する場合には、可能な限り、あらかじめ指定テーマ表の下欄に記載している担当課と連絡をとり、事業内容が指定テーマに合致することを確認の上、協議書を提出すること。(担当課との事前協議は必須ではないが、事前協議を行っていない場合には、該当する指定テーマの変更又は指定テーマ分から一般分に変更する等を行うことがある。)
 - オ 事業内容に即した事業費の見積もりであり、経理担当者が明確であること。なお、報酬、賃金、報償費については、団体の内規に従って積算を行うこと。
 - カ 調査研究に当たり必要となるOA機器類(例:パソコン、プリンター等)の調達はリースにより行うこと。ただし、事業の遂行上必要不可欠なものでリースにより調達が困難な場合(例:点字プリンター等)については、この限りでない。
なお、この場合にあっては、「購入予定備品一覧(別紙2)」を協議書に添付すること。
 - キ 建物の改修費等の工事費は、補助対象とならないこと。

- ク 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して実施する必要性がある事業を行う場合には、「障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）」を協議書に添付すること。
- ケ 調査研究の成果等をまとめた報告書冊子を作成すること。（なお、報告書冊子は、国立国会図書館に納本を行うことを予定。）
- コ 事業の実施状況、成果は、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に務めること。
- ※1 実施主体のホームページ等による公表について
- 補助金交付決定時に、事業目的及び事業計画等
 - 事業完了後、事業の成果の概略
- 上記の計2回以上、公表を行うことが望ましい。
- ※2 当省のホームページ等による公表について
- 事業の実施成果については、当省のホームページ等により公表する。
- サ 独立行政法人福祉医療機構の「長寿・子育て・障害者基金」助成事業等の各種助成事業を受けている場合には、本補助金との会計上の処理を明確に分離する等、適正な会計処理に努めること。
- シ 複数の団体が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表団体として選定し、当該団体が協議申請を行うこと。（連名による協議申請は認めない。）
- ス 地方公共団体職員等を対象とした会議において、調査研究の成果を発表していく場合があること。
- セ 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては、精算払いとなる可能性があることをあらかじめ承知しておくこと。

（3）一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ア 異なる指定テーマ（例えば、指定テーマ1と指定テーマ6等）に関する事業を実施するものであること。（指定テーマ個表中、事業内容欄に記載している事業を複数実施する場合には複数の提案を認めない。一つの申請にまとめること。）
- イ 内容が十分に検討・精査されたものであること。
- ウ 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること。

6 提出書類

（1）障害者保健福祉推進事業の実施に係る次の書類

- ア 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施協議書（別紙様式）
- ※ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、提案毎に作成すること。
- イ 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）
- ウ 購入予定備品一覧（別紙2）
- エ 障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）
- ※ 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して調査を行う必要がある事業を行う場合に提出すること。
- ※ 上記アからエの書類については、当省ホームページよりダウンロードをして使用すること。（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/other/index.html>）

(2) 平成21年度歳入歳出（収入支出）予算（見込）書抄本

(3) 団体の概要、活動状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等
- イ 役員名簿
- ウ 団体概要及び活動実績がわかるパンフレット、事業報告書等

(4) その他

事業の内容について参考となる資料等

7 提出期限

平成21年3月27日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を経過して届いた協議書については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

8 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

なお、昨年度までは、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）の協議書の提出を都道府県経由としていたが、今回からは、直接、厚生労働省に送付すること。（採択された市町村の事業概要については、別途、都道府県に情報提供を行う予定。）

【提出書類の送付先】

郵便番号 100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係

※封筒表面に、赤字で「平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議書在中」と記載のこと。

(2) 提出書類のうち、平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレス宛に送付すること。（送付する際はメールの表題に「（団体名）障害者自立支援調査研究プロジェクト実施協議」と入れること。）

なお、当該メールが「7」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、協議書を受け付けないので、留意すること。

【電子媒体送付先アドレス】

syougaikaikaku@mhlw.go.jp

9 採択方法

提案については、有識者で構成する障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。(※平成21年6月上旬に決定・内示の予定)

10 本事業に係る照会先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

〔事業全般、事務手続に関すること〕

企画課 天田、松本、岡崎 電話 03-5253-1111 内線 3007,3028

〔指定テーマの内容に関すること〕

「平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ」個表の下欄に掲げる「問い合わせ先」とする。

※ 前年度からの変更点及び特に重要と思われる箇所については、下線を引いているので、協議申請書の作成にあたっては、当該部分に特に留意すること。

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ
【 個 表 】

テーマ番号 1	今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
概要（目的）	<p>社会保障審議会障害者部会の報告書においては、地域における相談支援体制の強化、ケアマネジメントや自立支援協議会の充実について検討を進めていくこととされている。また、障害者のケアマネジメントの前提として、個々の状態像から支援の必要性を的確に推定することも重要である。</p> <p>このようなことから、現在の状況分析に基づく具体的な課題の明確化や相談支援を行う者の育成のあり方等についての調査研究を行う。</p>
実施主体	<input type="radio"/> 都道府県、市町村 <input type="radio"/> 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な相談支援体制を充実させていくための拠点的な機関の設置や事業者間の連携方法など、地域における相談支援体制のあり方に関する調査研究事業 ② 質の高いケアマネジメントを行うとともに、支給決定プロセスに反映していくための手法の調査研究事業 ③ 相談支援従事者初任者（現任）研修の効果的な実施方法など、人材の育成や活用に関する調査研究事業 ④ 自立支援協議会のあり方についての調査研究事業 ⑤ 障害児者の権利擁護や虐待の防止に関する調査研究事業 ⑥ 障害者の状態像に応じた標準的な支援の必要性の客観的評価に関する調査研究事業 ⑦ 医療ニーズの高い精神障害者等のケアマネジメントにおける福祉・医療の連携を推進する部署・機関等の構築や人材の育成等に関する調査研究事業 ⑧ 精神保健福祉士等の指導者養成プログラムの開発に関する調査研究事業 ⑨ 発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方（人材育成、地域連携体制など）に関する調査研究事業 ⑩ 精神障害者・発達障害者等やその家族を、ピアサポートを行う人材として養成するための調査研究（当事者の雇用を図るための研究を含む。） ⑪ その他今後の相談支援のあり方について研究する事業
その他	<input type="radio"/> 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 <input type="radio"/> 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 <input type="radio"/> 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 <input type="radio"/> 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 相談支援係（内線3149）·····①～⑤、⑪ 精神・障害保健課 障害保健専門官（内線3064）···⑥～⑩

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ
【 個 表 】

テーマ番号 2	障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
概要（目的）	障害者の地域生活への移行、自立支援を一層促進するため、障害特性や利用者のニーズを踏まえたサービス向上のための調査研究や、事業者のスキルアップのためのプログラム開発等を支援することを目的とする。
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象サービスを実施する事業者 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体 <p>※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネットワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問系サービスを実施している事業者等が実施する、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の移動時の支援に係る新たなサービスの対象者の範囲、支援内容、従業者の要件等に関する調査研究事業 ② 行動援護の従業者等の質の向上を目指した研修プログラムの開発、その他行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究事業 ③ 障害者支援施設等における以下の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なユニットケアについての調査研究事業 ・従事者のスキルアップ、キャリアアップをサービスの質の向上に繋げるための調査研究事業 ・個別支援計画に基づき利用者の意志及び人格を尊重した効果的なサービスを提供するための調査研究事業 ④ 訪問による自立訓練や宿泊型自立訓練を活用した効果的自立訓練の実施方法、障害者の外出のための訓練ニーズへの的確かつ効果的な対応に関する調査研究事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 訪問サービス係 (内線3038) …①、② 福祉サービス係 (内線3036) …③ 地域移行支援係 (内線3044) …④

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【・個 表】

テーマ番号 3	障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
概要（目的）	社会保障審議会障害者部会において、「福祉施策における就労支援について労働施策からみた場合の位置付けや課題、A型における雇用契約と利用契約の関係、在宅就労の在り方も含めた、障害者の就労支援に関する福祉施策と労働施策、教育施策との関係のあるべき方向について、今後とも更に検討していくべきである」との指摘があり、そのための調査、研究開発等を行う。
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村、社会福祉法人、公益法人等の団体 ※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネットワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施策における就労支援について、労働施策からみた場合の位置付けや課題に関する調査研究事業 ○ A型における雇用契約と利用契約の関係に関する調査研究事業 ○ 在宅就労の在り方に関する調査研究事業 ○ 障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方に関する調査研究事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 就労支援係 (内線3045)

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【個表】

テーマ番号 4	就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
概要（目的）	就労系事業所への発注促進について、企業等からの需要の掘り起こしや、個々の就労系事業所では単独で受注が困難な、企業等からの大口発注について、法人を超えて複数事業所が地域で連携を図ることで大口発注に対応することができないか、地域における受注システムや流通システム等について調査研究を行う。
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労系事業所への発注を促進する手法について、次の事項に関する調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の事業所の生産状況を把握するとともに、企業等からの大口顧客のニーズ分析 ・ 法人を超えた複数事業所が地域で連携を図るために必要な条件（受注システムや流通システム等の分析）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 就労支援係 （内線3045）

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【個表】

テーマ番号 5	障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
概要（目的）	<p>「障害児支援の見直しに関する検討会」及び「社会保障審議会障害者部会」の報告書において「障害児通園施設の一元化」、「入所施設の一元化」の方向性が示された。こうした動向を踏まえ、通園施設については、平成20年度同プロジェクトにおいて知的障害、肢体不自由、難聴の各障害児通園施設の一元化と児童デイサービスのあり方等について調査研究を行っているところ。</p> <p>一元化を円滑に行うため、今後さらにそれぞれの施設の持つ専門性を維持しつつ、障害特性に応じた適切な発達支援のための職員の専門性の向上が重要である。このため、新たな障害児施設を念頭において職員養成のための研修カリキュラム並びに研修テキストの作成、及び検証のための模擬研修を行う。</p> <p>また、新たな障害児施設におけるサービス管理責任者のあり方等について検討を行う。</p>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成研修に関する調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成のための研修カリキュラムの作成 ・ 研修カリキュラムに則った研修テキストの作成 ・ 研修カリキュラムに則った模擬研修会の実施 ○ サービス管理責任者のあり方に関する調査研究事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 障害児支援係 (内3037)

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ
【 個 表 】

テーマ番号 6	障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
概要（目的）	<p>入所施設や精神科病院等に入所・入院している者が地域生活に移行するためには、移行に向かうための支援を行うと同時に、移行後の受け入れ体制を整備することが重要である。</p> <p>そのため、障害児者が地域で安心して、継続的に生活を送るため、どのような支援が必要かについて調査研究を行う。</p>
実施主体	<input type="radio"/> 都道府県、市町村 <input type="radio"/> 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害児者を地域生活へ移行させるための住宅確保や就労支援などの支援方策や再入所・再入院を防止するための支援方策に関する調査研究事業 ② 重度の障害者や身体障害者が地域移行する際の受け皿としてのグループホームやケアホームにおける機能と支援方法に関する調査研究事業 ③ 罪を犯した障害者等に対する支援のあり方に関する調査研究事業 ④ 地域におけるサービス事業者等の連携による地域生活支援のあり方に関する調査研究事業 ⑤ 質の高い個別支援計画の作成手法やそれを作成するサービス管理責任者的人材育成等に関する調査研究事業 ⑥ 精神障害者等の退院・退所を支援する地域移行推進員等の育成に関する調査研究事業 ⑦ 行政機関における精神保健福祉活動の検証と既存機能の効果的活用に関する調査研究事業 ⑧ 発達障害の特性を踏まえた地域生活移行に関する調査研究事業 ⑨ 医療観察法対象者の社会復帰に関する先駆的実践事業
その他	<input type="radio"/> 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 <input type="radio"/> 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 <input type="radio"/> 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 <input type="radio"/> 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	障害福祉課 地域移行支援係（内線3044）·····①～⑤ 精神・障害保健課 障害保健専門官（内線3064）···④～⑨

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ【個表】

テーマ番号 7	精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
概要（目的）	<p>精神障害者の重症化防止、退院促進、円滑な地域移行や地域生活継続のための支援を推進するに当たっては、特に精神科医療の機能強化が鍵となっている。</p> <p>重症化防止のためには、特に治療を受けていない患者への支援の導入が必要であり、患者への啓発、アウトリーチを含めた医療へのアクセスの改善が求められる。地域移行や地域生活継続のためには、地域生活の前提となる在宅・通院医療の充実が重要である。更に、精神科医療の各領域における質の向上のための効果的な方策を講じることが求められている。</p>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期患者等に関する精神疾患の早期発見、医療への円滑な導入の実践に関する調査研究 ○ 未受診または受診中断中の精神疾患患者への、医療等の支援体制の構築に関する調査研究 ○ 訪問診療、訪問看護、精神科デイ・ケア等在宅医療、通院医療の充実に関する調査研究 ○ 精神科救急医療、身体合併症医療、児童思春期精神科医療等に関する機能評価及び質の向上に関する調査研究
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	精神・障害保健課 障害保健専門官（3064）

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ 【個表】

テーマ番号 8	適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
概要（目的）	<p>障害者の日常生活や社会参加については、福祉用具（支援機器）の活用が大きな役割を果たしている。福祉用具は単に障害者の機能を補うのみでなく、活用することによって社会コストの削減につながると考えられる。また、補装具の支給については、更生相談所等による判定等の手続が必要となるが、判断に迷うケースも少なくないのが実状である。</p> <p>支援機器の研究・開発において、当事者及び関係者（以下「ユーザ側」という。）と研究開発企業や研究機関（以下「モノつくり側」という。）の情報交流が不十分なことにより、機器の目標課題の絞り込みや機器設計に必要なデータ採取が不十分と思われるケースが多くある。これらの解決のため、ユーザ側からの効率的な情報収集及びユーザ側への適切な情報提供（ユーザ側とモノつくり側との情報共有）が重要である。さらに、当事者に有用な機器を適切な状態・価格で持続供給できる体制が必要である。</p> <p>これらの課題に取り組み、障害者への福祉用具の適切な供給に資するための調査研究を行う。</p>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な機器の目標設計値、その機器の製作・供給コストと有用性（コストベネフィット）の評価、必要とする利用者数の見積もりなど定量的なデータ及びユーザ側とモノつくり側など当事者と多職種の望むべき連携のあり方などに関する調査研究。 ○ 福祉機器の使用状況（機器の稼働率とその要因分析など）に関する調査研究 ○ 特例補装具の判定事例や困難事例の分析、事例集の作成等に関する調査研究 (調査研究の具体例) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 情報家電等を活用したロボットハウスの可能性の提案：多職種により今後の技術で可能な障害者向けの自立支援住宅に関する調査研究 ▪ 障害者の自宅でのインターネット使用状況や障害者がインターネットを使用しやすいサイトの作り方に関する調査研究 ▪ 支援機器に関するユーザ側とモノ作り側の連携システムのあり方に関する調査研究 ▪ 支援機器の具体的課題を明らかにし、解決方策の提案を行うための調査研究（様々な専門職より構成されたチームによる検討） ▪ 支援機器（未開発のモノ含む）の市場予測等に関する調査研究
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。
問い合わせ先	自立支援振興室　社会参加支援係　（内線3089）

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ

【 個 表 】

テーマ番号 9	障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
概要（目的）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の芸術文化活動、特に美術作品については、個性的な作品等の展示機会の増加などとともに関係者の関心も高まってきている。 ○ しかし、こうした活動も一部の先駆的な福祉施設等におけるものというものが現状である。 ○ 障害者の芸術文化活動を通じた自立と社会参加を更に促進するため、美術館関係者や専門家等の協力を得ながら、福祉施設等における活動の推進や関係者間の連携づくりに関する調査研究を行う。
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設等における芸術文化活動の啓発など裾野を広げるための検討 ○ 学芸員等との連携による福祉施設等における芸術文化活動の指導員の育成や関係者間のネットワークづくりなどの検討 ○ 障害者の芸術文化活動を通じた新たな就労形態としての可能性の検討（仕組みづくり、市場開拓など）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。 ○ 調査等にあたっては、3障害を対象とするが、特定の障害種別についての取組も可とする。 ○ 調査等の対象範囲は、施設等に限定せず、在宅の障害者も含めること。
問い合わせ先	自立支援振興室　社会参加支援係　（内線3079）

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト指定テーマ
【個表】

テーマ番号 10	地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業
概要（目的）	<p>地域生活支援事業は、各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することができる仕組みとなっており、実施主体がこの特性を踏まえ、障害者が住み慣れた地域で安心して地域生活を継続できるよう、創意工夫に基づく効率的・効果的な事業展開が期待されている。</p> <p>この地域生活支援事業は、未だ必須事業が未実施となっている自治体がある一方で、事業量が着実に増加しつつあるなど、サービスの全国的な均てん化を図りつつ、今後とも持続可能な制度として効率的・効果的に実施していくことが求められている。</p> <p>そのため、特に①サービス提供体制が十分でない地域で地域生活支援事業を効率的・効果的に実施する方策を開発するとともに、②地域住民やボランティア団体等と協働して、障害者の地域生活を地域ぐるみで支え合うという意識を醸成することが重要であり、これを具現化するための事業を実施する。</p>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の内容に即した内容をモデル事業や好事例を踏まえて検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中山間地域等、サービス提供体制が十分でない地域で地域生活支援事業を効率的・効果的に実施する方策を開発する調査研究 ② 個別給付や地域生活支援事業と組み合わせて障害者の地域生活を支えるインフォーマルなサービスを開発する調査研究
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。 ○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。 ○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。 ○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。 ○ 調査研究事業の成果が継続的な支援に生かされるよう、都道府県又は市町村以外の者が実施する場合には、自治体の協力が得られること。(意見書を添付することが望ましい。) ○ インフォーマルサービスの育成にとどまらず、その活用を図ること。
問い合わせ先	自立支援振興室 地域生活支援係 (内線3075)

別紙様式

番号
平成 年月日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長 殿

法人種別

団体名称

代表者

職名

氏名

印

平成21年度障害者保健福祉推進事業の実施協議について

標記について、関係書類を添えて協議する。

- 1 協議額 金 千円
- 2 平成21年度障害者保健福祉推進事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）
- 3 購入予定備品一覧（別紙2）※
- 4 障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書（別紙3）※
- 5 その他添付書類
 - ・ 平成21年度歳出・歳入（収入支出）予算（見込）書抄本
※予算書には当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること
 - ・ 地方公共団体以外の団体においては、定款、寄付行為又はこれらに相当する書類及び役員名簿
 - ・ その他（事業内容について参考となる資料）

※ 3及び4については、該当がある場合に提出すること。

＜事務担当者の連絡先＞

郵便番号 _____

住所 _____

所属 _____

氏名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____ (携帯電話メールは不可)

別紙1

平成21年度障害者保健福祉推進事業
実施計画書及び所要額内訳書

1-1 実施計画書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	
※職名も必ず記載すること	

区分	一般	指定	指定テーマ番号

① 事業名			
[新規・継続(〇〇年度から) 事業の別]	〔新規・継続(年度から)〕		
② 事業実施目的			
③ 事業内容			
④ 国庫補助協議額	千円 (「2 所要額内訳書」の額と一致)		
⑤ 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (※最長:平成22年3月31日)		
⑥ 事業実施予定場所			
⑦ 事業の効果 及び活用方法			
⑧ 過去2か年の事業名 (交付額)(実施年度)			

(注)1. 事業ごとに別様とすること。

2. 「区分」欄には、該当する項目に「○」を記入し、指定テーマの場合は「指定テーマ番号」欄にテーマの整理番号を記載すること。
3. ②は、実施する事業の目的を簡潔かつ具体的に記入すること。
4. ③は、実施する事業の具体的な計画や方法等を詳細に記入すること。
なお、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
5. ⑧は、過去2か年に「障害者保健福祉推進事業」で実施した全ての事業について、事業名及び交付額、実施年度を記入すること。
6. 調査を計画している場合については、別添「調査事業計画書」を添付すること。

1-2 事業の概要(目的・内容等)を「300文字以内」にまとめて記載してください。

別添

調査事業計画書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

調査名	
調査対象地区等	
調査対象者等	
悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) ※抽出の場合は抽出方法
調査方法	(聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入)
調査客対数	
調査内容	(主要調査事項及び内容)
調査時期	
調査結果の所要集計項目	
その他参考事項	

2 所要額内訳書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること ※職名も必ず記載すること	

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算	内 訳
	円		
合 計	円	(協議額 千円)	左の合計値の千円未満の額を切り捨てた額を記入する

(注1)「経費区分」欄は、協議要項4の(3)に示す補助対象経費により記入すること。

(注2)報告書冊子の印刷製本費を必ず計上すること。

購入予定備品一覧

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

	品目	数量	単価(円)	購入を必要とする理由	事業終了後の管理方法
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※ パソコン等のOA機器は、そもそも補助の対象とならないので、記載しないこと。

障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

①事業名	(平成20年度) _____ (平成21年度) _____
②事業概要	_____
③平成20年度の調査研究事業の実施状況 (具体的に記載すること)	_____
④平成21年度においても継続して調査研究を実施する必要性及び理由 (具体的に記載すること)	_____
⑤国庫補助の状況	千円 (平成20年度交付決定額【①】) 千円 (平成20年度事業実績額【②】) 千円 (平成20年度不用額【①-②】) 千円 (平成21年度所要額)
⑥特記事項	_____

(注) 1. 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して実施する必要性がある事業を行ふ場合に記載すること。
 2. 事業ごとに別葉とすること。

[記入例]

2. 所要額内訳書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
特定非営利活動法人○○○○○○	理事長 ○○ ○○

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬	円 ***,***	事務局非常勤職員 給与 130,000円 × 8月 = 1,040,000円 通勤手当 2,200円 × 8月 = 17,600円
賃金	***,***	事務局アルバイト賃金 5,320円 × 1人 × 60日 = 319,200円
共済費 諸謝金	***,*** ***,***	社会保険料 非常勤職員及びアルバイト分 検討会委員謝金 6,000円 × 6人 × 3回 = 108,000円 シンポジウムパネリスト謝金 8,940円 × 3人 × 1回 = 26,820円
旅費	***,***	○○調査旅費 A市 - B町 80,500円 × 2回 × 2人 = 322,000円 近郊旅費 1,000円 × 15回 × 1人 = 15,000円 ○○研究委員会出席旅費 24,100円 × 1人 × 3回 = 72,300円
消耗品費	***,***	アンケート用紙送付用封筒購入費 20円 × 500枚 × 1.05 = 10,500円 調査様式配布用CD-R購入費 500円(10枚入り) × 5パック × 1.05 = 2,625
会議費	***,***	事業企画会議(茶菓代) 300円 × 8人 × 3回 = 7,200円
印刷製本費	***,***	アンケート票印刷費 15円 × 6頁 × 1800部 × 1.05 = 170,100円 報告書印刷費 450円 × 500冊 × 1.05 = 236,250円
通信運搬費	***,***	調査票郵送費 270円 × 700か所 = 189,000円
委託料	***,***	アンケート集計業務委託 63,000円 ※ 委託料の積算内訳もあわせて記載すること。 (添付書類での提出可能)
使用料及び賃借料	***,***	住民向け講演会会場借上代 20,000円 × 1日 × 1.05 = 21,000円 シンポジウム会場借上代 30,000円 × 4部屋 × 5回 × 1.05 = 630,000円
* * * * *	***,***	(協議額 2,176千円) 左の合計値の千円未満の額を切り捨てた額を記入する
合 計	2,176,451円	

(注1)「経費区分」欄は、協議要項4の(3)に示す補助対象経費により記入すること。

(注2)報告書冊子の印刷製本費を必ず計上すること。

障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会運営要綱

1 目的

障害者に対する保健福祉サービスの効果的な提供や質的充実、発達障害等の新たな課題への対応等について、地方自治体や公益法人等による積極的な取り組みを募集し、その中で先駆的・革新的な取り組みと認められる提案について支援する。公募に応じたもののうち、採択すべき提案の検討及び採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行うため、有識者及び行政関係者からなる検討会を設ける。

2 検討会の体制

障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会の構成員は、障害保健福祉部企画課長が委嘱する。

また、事務局は、障害保健福祉部企画課に置く。

3 検討会設置期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

4 構成員

【学識経験者等】

- ○○ 医師
- ○○ 大学教授（障害者福祉論）
- ○○ 大学教授（福祉社会論）
- ○○ リハビリテーション工学専門家
- ○○ 就労支援の取り組みに実績のある民間企業関係者

【地方公共団体】

- ○○

【国】

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

5 検討会の運営

座長は構成員による互選とする。

検討会の運営に必要な事項については、この要綱に定める他、検討会において定める。

事業の採択について

1. 採択について

- 「障害者自立支援調査研究プロジェクト採択基準」(別添)に合致しているものから選定する。
- 委員各位による5段階評価(5点満点方式)を平均点化し、その平均点により採択の優先順位を決定。なお、5段階評価の基準は「2. 評価の方法」のとおり。
- 優先順位に基づき、事業内容、規模等を勘案し、予算の範囲内で補助額を厚生労働省において決定。

※ 昨年度と同様に、政策的に重要と思われる事項について指定テーマ枠を設け、一般公募枠と区別して評価(採点)、採択することとする。

なお、指定テーマ枠の採点については、指定テーマ番号別に相対的に評価をする。

2. 評価の方法

- 21年度は事業内容と費用対効果の2つの項目について、それぞれ5段階で評価を実施し、その合計値を2で除した値を各事業の評価点とする。

＜各事業の評価点計算方法＞

①事業内容評価(5点満点) + ②費用対効果評価(5点満点)

採点結果 = _____

2

- 具体的には、①事業の内容・質を評価していただく事業内容評価(質面)、②事業に対する費用面を評価していただく費用対効果評価(金額面)について、次のとおり評価採点を行う。

<5段階評価の基準>

点数	①事業内容評価（質面）	②費用対効果評価（金額面）
5	特に先駆的・試行的内容であり、相 当の効果が期待でき、補助の必要性 が認められるもの	事業内容に対する経費が非常に効率的な積 算となっており、費用対効果が最も高いと 思われるもの
4	先駆的・試行的内容であり、効果が 期待でき、補助に適していると認め られるもの	事業内容に対する経費が効率的な積算とな っており、費用対効果が高いと思われるも の
3	平均的な内容であり、予算に余裕が あれば補助しても良いと認められる もの	事業内容に対する経費が標準的で費用対効 果が平均的と思われるもの
2	内容がやや劣っており、効果が薄く、 補助の必要性に乏しいと認められる もの	事業内容に対する経費が過大となってお り、費用対効果が低いと思われるもの
1	内容が劣っており、効果が非常に薄 く、補助すべきではないと認められ るもの	事業内容に対する経費が非常に過大となっ ており、費用対効果が著しく低いと思われ るもの

<評価方法>

- ① 事業内容評価（質面）及び②費用対効果（金額面）の採点については、あくまで、評価者の主観により行うものとするが、採点の一例を示すと次のとおりである。

(採点例)

- 研究内容が障害者自立支援法の改正を踏まえた課題に関するもので時機に応じたものであり、調査研究体制も学識経験者を審査委員に含める等、客觀性が確保されている。
- 調査研究とは必ずしもリンクしない海外調査や単に団体の設備強化を目的とした備品購入費が含まれている等、過大な費用積算となっている。

$$= (\text{「事業内容評価 5点} + \text{「費用対効果 2点}}) / 2 = \text{「採点結果 3.5点} \quad$$

障害者自立支援調査研究プロジェクト採択基準（平成21年度）

- (1) 実施要綱に沿った先駆的、試行的事業に関する調査研究であって、相当の効果が期待でき、その効果が施策等に反映できる具体的な事業であるものを採択する。
したがって次のような事業は原則として採択しない。
- ① 既存の調査研究によりすでに結果がわかっている事業
 - ② 各団体が本来業務で行う事業
 - ③ 資料やデータの整備のみの事業
 - ④ 文書管理を電子化するための事業
- (2) 原則として単年度事業であるものを採択する。
したがって次のような事業は原則として採択しない。
- ① 特段の理由もなく、事業内容が前年度とまったく同じ事業を継続する場合
 - ② 事業内容からして単年度で終了しないような事業
- (3) 国庫補助が廃止（又は一般財源化）された事業や障害福祉サービス費等の個別給付事業で対応できるものは原則採択しない。
- (4) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める（公益法人等においては総事業費における再委託・再補助の率が50%以上）事業（※）は採択しない。
(※) 総事業費に占める委託料等の額の比率が50%を超えている場合とする。ただし、委託料等の額の比率が50%を超えている場合であっても、補助対象団体が事業を主体的に実施するものであると認められる場合はこの限りでない。
- (5) 事業の大部分が備品購入費であるものは原則採択しない。
- (6) 営利を目的とした事業は原則採択しない。

事務連絡
平成21年6月12日

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト採択団体担当者様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
の実施について

標記については、平成21年6月12日付障発第0612002号通知で補助金交付の内示をしたところですが、今後の事務手続については下記のとおりですので、御確認いただきますようお願いします。

また、障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会（以下「検討会」という。）構成員の意見等も踏まえ、特に事業実施にあたって御留意いただきたい点を下記4のとおりまとめていますので、あわせて御確認ください。

記

1 内示額について

今回、多数の申請があり、申請額が予算額を大幅に上回ったことから、採択に当たっては、申請額を下回った金額で内示しています。

なお、当該内示額では、事業執行が困難と判断された場合、または下記4の留意事項に従って事業を実施できる見込みがない場合は、別添1「辞退届」を平成21年6月30日（火）までに、企画課あてに提出してください。

2 補助金交付申請手続について

（1）民間団体の実施する事業について

本事業に係る補助金交付要綱は、現在制定作業中であり、正式に要綱が制定され次第、通知いたします。（8～9月頃を目途）

交付申請手続は、要綱に定められている所定の様式及びその他必要な書類を提出していただくことになります。

なお、交付申請書の提出に当たっての詳細な手続は、要綱送付の際にあわせて御連絡します。

(2) 自治体の実施する事業について

地域生活支援事業に係る補助金交付の手続とあわせて交付決定を行います。必要な事務手続については別途御連絡します。

3 事業実施団体の連絡先について

今後の事務連絡の円滑化を図るために、別添2「照会票」のとおり連絡先等を照会させていただきますので、御記入のうえ、平成21年6月30日（火）までに下記担当メールアドレス宛にお送りいただくか、ファクシミリで送信してください。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 旅費について

実地調査や先進地視察等の旅行については、調査研究の目的を達成するために必要な最小限の人数（例えば、1名～3名程度）とするようお願いします。

今年度の海外調査旅費については、例外なく本事業の補助対象外としていますので、くれぐれもご注意ください。

また、シンポジウム・講演会等を開催される場合の参加者の旅費は、必ず参加者負担としてください。（講師・シンポジスト等は除く。）

(2) 報酬について

検討委員会委員等の報酬単価については、他の検討会の事例を参考とする等、適正額となるように御留意ください。

なお、報酬の支出対象は、申請団体の職員以外の第三者で専門分野の有識者を検討委員会委員として委嘱する場合を想定しています。

(3) 会議費（食事に係る食料費）について

会議、シンポジウムの開催に伴う懇談会費は、補助対象としておりません。

加えて、検討会構成員から、お茶やコーヒー等の飲料の提供にとどまらない「会議における弁当代等の食事についてまで公費補助の対象とすることについては好ましくない」との意見がありました。この意見を踏まえ、茶菓子代を超える飲食費（弁当代等）は、補助対象外にしています。

(4) 備品の購入について

事業完了後も引き続き団体の財産として利用できる備品の購入費については、単年度で完了する事業であるという本補助事業の性格上、補助金を充当しないようお願いします。

例えば、パソコン・プリンター・カメラ・印刷機等の備品については、申請者保有の備品を利用することを原則とし、保有していない場合や増設が必要な場合には、リースで対応してください。

また、事務所等で利用する机、椅子、ロッカー等のオフィス家具については、補助の対象外ですので御留意ください。

(5) 事務所の賃料・光熱水費について

事業実施団体の通常の活動を行うための事務所の賃料は、補助対象としておりませんので、御留意ください。

また、事務所の通常活動に必要な経費（光熱水費、電話代等）も、本事業の補助対象外となります。

(6) 障害者自立支援法の個別給付・地域生活支援事業及びその他の補助事業との関係について

今回の事業採択に当たっては、試行的に実施するモデル事業についても採択をしている場合がありますが、この場合にあっては、事業の中で障害者自立支援法の個別給付事業（障害福祉サービス）、地域生活支援事業として実施できる部分がある場合には、そちらでの事業実施を優先するようお願いします。

また、その他の補助事業を充当する場合には、本事業の補助対象となりませんので御留意ください。

(7) 成果物（報告書冊子）について

事業完了後には、補助金交付要綱に基づく事業実績報告書のほか、必ず成果物（報告書冊子）の作成及び提出（5部）をお願いします。

(8) 会計帳簿の保存について

当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類（契約書、領收証等）は、5年間（H22.4.1～H27.3.31）、事業の実施主体において保存する必要があります。

なお、必要に応じて、事業実施状況、会計帳簿等を点検させていただくことがあ

ります。

5 事業執行について

内示後は、上記に十分留意の上、適宜事業を開始して差し支えありません。

なお、補助金については、可能な限り早期に概算払いを行う予定ですが、支払いまでに相当の期間を要することが予想されることから、事業実施にあたっての資金計画に御留意いただきますようお願いします。

< 担 当 >

100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

課長補佐 石澤 自治体支援係 松本、清水

電話 03-3595-2411

fax 03-3502-0892

e-mail syougaikaikaku@mhlw.go.jp

事務連絡
平成21年 7月28日

平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）採択事業実施団体担当者様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
の実施に係る留意事項について

平素より障害保健福祉行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、平成20年度事業の実績について、無作為に抽出した団体を対象に現地調査を行っているところですが、当該調査等において確認された問題点については、下記のとおりですので、内容について御承知いただき、適切な補助事業の実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、平成21年度事業に関する国庫補助については、平成21年6月12日付障発第0612002号通知で内示をしたところですが、内示の後、事業実施団体からお問い合わせの多かった事項について、当課としての考え方を質疑応答形式でまとめました。平成21年6月12日付事務連絡と併せて参考としていただきますようお願いいたします。

記

1 現地調査や実績報告書類のチェックにおいて確認された問題点

問題点	対応
補助対象外としている弁当代等の食糧費について事業実績に計上している。	弁当代等の食糧費は補助の対象外ですので、補助金の返還対象とします。
モデル事業の実施について、補助を受けた団体が、更に自分に対して事業実施を委託している。	自分が自分に対して事業実施を委託することはできませんので、かかった実費相当額（消耗品費、役務費等）を事業実績として計上してください。 なお、このような場合には、補助金交付決定の取り消しの対象となることがありますので、ご留意ください。
事業実績に内訳が不明な支出項目がある。 (例)「消耗品費200万」とだけ記載されており内訳記載がない。	支出内訳についてはできるだけ具体的に記載していただくようお願いします。 本プロジェクトに使用したと確認できないものについては、返還の対象となることがあります。

旅費・謝金等について支払いが確認できる証拠書類がない。	領収書を出してもらうか、受払台帳を作成し印鑑若しくはサインをもらってください。
2人（Aさん、Bさん）が一緒に出張しているが、領収書は、Aさんが2人分をまとめて「Aさん名義」で受領しており、誰と一緒に出張したのか分からぬ。	領収書は、出張者ごとに受領してください。
車両使用による燃料費について、支出経費が確認できるものがない。	ガソリンスタンドの領収書は、必ず保管してください。また、車両の運行状況については、車両日誌等の記録を残してください。

2 問い合わせの多かった事項

(1) 補助対象経費について

内容	回答
パソコン等の備品購入経費は、補助の対象外とあるが、リース代より購入費の方が安価なことがある。その場合でもリースすべきか。	本事業は単年度事業ですので、後年度以降も継続的に利用が可能な備品の購入経費は補助の対象外としていますので、団体等保有の既存備品を利用するか、自主財源（団体の経費）で対応してください。 いずれの対応も困難な場合は、適正価格でのリースで対応してください。
実施計画書に海外渡航経費は盛り込んでいなかったが、調査研究に必要であれば予算の枠内で海外調査を行ってもよいか。	内示で認めたもの以外の海外渡航経費は補助の対象外です。 予算の枠内であったとしても、追加での海外渡航経費は認めません。
団体の正規職員の給与は、補助の対象となるのか。	正規職員の人事費は給与のほか、期末勤勉手当、時間外手当も補助の対象外となります。 補助の対象は非常勤職員の報酬、アルバイト職員の賃金となります。
バリアフリー工事等の設備改修費は、補助の対象になるのか。	工事費は補助の対象外です。
ホームページ作成費について、補助対象となるか。	調査研究の成果を公開するために新規に作成するコンテンツは補助の対象となりますですが、団体の通常活動等の広報を目的として作成するものは補助の対象外です。またホームページ保守委託費は対象外です。

事務連絡に事業実施団体の通常の活動を行うための事務所賃料は対象外とあるが、認められる事務所賃料とはどういったものがあるのか。	遠方で開催する研修会や講演会等の準備のため、現地に数ヶ月間、準備室等を開設する場合には補助の対象となります。 年間を通じて事務所として借り上げるような賃借料については対象外ですのでご留意ください。
--	---

(2) 事業の実施形態について

質問内容	回答
事業計画上、事業内容の一部を他団体に委託することになっているが、後は委託先に任せてしまつてよいか。	事業内容の一部を他団体に委託する場合は、委託する内容を契約書・仕様書等で取り交わし、定期的に進行状況報告会を開催する等進捗管理を行い、委託元として、委託事業が適切に実施されるよう御配慮をお願いします。

(3) 事業内容の一部変更について

質問内容	回答
事業を実施する中で、実施計画にない委託やリース等を行う必要が生じた場合、変更協議が必要か。	必要となります。 協議様式は問い合わせませんので変更内容や理由をまとめた書類を提出してください。 なお、変更協議を行うことなく実施計画にないものを実績報告書に計上された場合には、返還対象になることがありますのでご注意ください。

(4) 調査研究報告書の作成について

質問内容	回答
事業の成果をとりまとめた調査研究報告書は、必ず作成する必要があるか。	例外なく全ての調査研究事業において、事業の成果をとりまとめた調査研究報告書を作成する必要があります。 なお、当該報告書については、国立国会図書館に納本する予定ですので、冊子になったものを5部提出をお願いします。

(5) 事業着手日について

質問内容	回答
内示以前から事業に着手していたが、内示日前の事業経費も補助	平成21年4月1日以後、内示日の前日までに行っていた同一内容の事業についても補助の対象とし

の対象となるのか。	て差し支えありません。
実施計画書では、事業開始日を平成21年10月1日としていたが、準備が整ったので今から事業に着手したい。問題ないか。	問題ありません。また、事業着手日から補助金を充当して差し支えありません。

(6) 補助金の支払いについて

質問内容	回答
<p>補助金の概算払いは、いつぐらいになるのか。参考までに平成20年度の概算払日を教えてほしい。</p> <p>また、今後の流れを教えてほしい。</p>	<p>補助金は、精算払いが原則であるところ、本事業については、団体等の財務状況を考慮して概算払いを行うこととしています。</p> <p>本年度も、できるだけ早期に概算払いを行いたいと考えていますが、概算払いを行うのは、補助金交付決定後であり、まだ時間を要することが見込まれます。平成20年度の概算払日は、平成20年12月でした。</p> <p>今後の予定としては、8~9月に交付要綱が出来次第、こちらから交付申請手続について通知を出しますので通知に基づき、交付申請→交付決定→概算払いという流れになります。</p>

(7) 会計帳簿の保存について

質問内容	回答
<p>会計帳簿は、事業終了後、5年間の保存が義務づけられているが、全ての領収証を保管しておく必要があるのか。</p>	<p>国庫補助事業については、会計検査院の検査対象となる場合もありますので、金額にかかわらず、全ての領収証を保存してください。</p> <p>また、領収証だけでなく、契約書や請求書等、本事業の会計に関する書類については、全て保存をお願いします。</p> <p>21年度から前年度採択した団体について、いくつか現地確認をさせていただいております。</p>

< 担当 >

100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自治体支援係 松本 清水

電話 03-3595-2411

77531 03-3502-0892
E-mail syougaikaiku@mhw.go.jp

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 弁添 要一 殿

印

平成 20 年度地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金
(障害者就労訓練設備等整備事業等) 事業実績報告について

平成 20 年 1 月 28 日厚生労働省発障第 1128001 号で交付決定を受けた平成 20 年度地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金(障害者就労訓練設備等整備事業等)に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて通知する。

添付書類

- 1 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金(障害者就労訓練設備等整備事業等) 精算書(別紙 1)
- 2 実施状況調(別紙 2)
- 3 事業概略書(別紙 3)
- 4 歳入歳出決算(見込)書抄本

(注 1) なお書き部分については、都道府県報告分についてのみ該当する。

(注 2) 添付書類 3 の事業概略書については、障害者保健福祉推進事業を実施した場合についてのみ作成。

(注 3) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金(障害者就労訓練設備等整備事業等)精算書

1-(1) 都道府県等総表(直接補助分)

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	(都道府県等名 :)		備考	
										差引過不足額	超過額 I (H-F)	不足額 J (F-H)	
地域生活支援事業 費補助金	地域生活支援事業 ①												
障害程度区分認定 等事業費補助金	障害者保健福祉推進事業②			0		0	0	0	0	0	0	0	
	工賃倍増5か年計画支援事業 ③												
	債務保証料補助事業 ④												
	小計(② + ③ + ④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 (① + ② + ③ + ④)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1) 都道府県については、本表に実施した事業の精算額を記入すること。また、障害程度区分認定等事業費補助金中、障害者自立支援調査研究プロジェクトを実施した公益法人については、本表に精算額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) 経費の配分変更を行った場合には、H欄に変更後の額を記入し、備考欄で、その増減額を明らかにすること。

○ 障害者保健福祉推進事業

都道府県名、市町村名又は公益法人等名

1. 事業実施報告書

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②事業実施概要	
③国庫補助精算額	千円
④事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
⑤事業実施場所	
⑥事業の具体的な内容	
⑦事業の効果及び活用方法	

- (注) 1. 事業ごとに別葉とすること。
2. ②は、実施した事業の目的、内容等を的確かつ簡潔に記入すること。
3. ⑥は、実施した事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
4. ⑦は、実施した事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。
5. 調査事業に関する事業については、別添「調査事業報告書」を添付すること。

別添

調査事業報告書

調査名		
調査対象	調査対象地区	
	調査対象者等	
	悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) (抽出の場合は抽出方法)
	調査方法	(聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入)
	調査客体数	
調査内容		(主要調査事項及び内容)
調査時期		
調査結果の主要集計項目		
調査結果の活用法		
その他参考事項		

2. 実支出額内訳書

都道府県名、市町村名又は公益法人等名

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例)			
賃 金	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
報 償 費			
旅 費			
消 耗 品 費			
○ ○ ○			
○ ○ ○			
○ ○ ○			
.			
合計			

- (注) 1. 実施した事業ごとに別葉とすること。
 2. 「経費区分」欄には、交付要綱の4の別表の第4欄に定められた対象経費により記入すること。

別紙3

事業概略書

(普及啓発、研修会等事業の場合)

(記入例)

○○○○○○に関する研修会

○○○○法人

○○○○財団

(報告書A4版 ○○ページ)

事業目的

事業の目的を明確に記入すること。

事業概要

事業の概要を具体的に記入すること。

(注意点)

普及啓発、研修会等の内容、方法等について具体的に記入すること。

また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

事業結果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

(注意点)

普及啓発、研修会等の結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

○○○○法人 ○○○○財団

(下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する)

様式については、以下の要領にてA4版によりお願いします。

文字数	40字
行数	45行
文字の大きさ	11ポイント
上下余白	30ミリ
左右余白	30ミリ

(調査研究事業の場合)

(記入例)
○〇〇〇〇〇に関する調査研究事業

○〇〇〇法人 ○〇〇〇財団 (報告書A4版 ○〇ページ)

事業目的

事業の目的を明確に記入すること。

事業概要

事業の概要を具体的に記入すること。

(注意点)

調査研究の内容、方法、調査客体数、調査対象事業等について具体的に記入すること。
また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

事業結果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

(注意点)

調査研究結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

○〇〇〇法人 ○〇〇〇財団

(下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する)

様式については、以下の要領にてA4版によりお願いします。

文字数	40字
行数	45行
文字の大きさ	11ポイント
上下余白	30ミリ
左右余白	30ミリ

別紙様式3

平成20年度補助金等支出明細書

公益法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
内容	金額	
	千円	
	千円	
合計	0 千円	
合計	0 千円	
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
合計	0 千円 (B)	
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
合計	千円	
6. その他		
内容	金額	
	千円	
	千円	
合計	千円	
7. 再補助・再委託の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

平成 年 月 日

(団体名)

理 由 書

平成20年度障害程度区分認定等事業費補助金（障害者保健福祉推進事業）について、以下の理由により、残余額が生じています。

交付決定額①	
実 績 額②	
国庫返還額 (①-②)	
理 由	

別紙様式2

番号
年月日

厚生労働大臣　舛添　要一 殿

印

平成20年度　消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成20年11月28日厚生労働省発障第1128001号により交付決定があつた地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業等）について、平成20年度地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業等）交付要綱の6の（1）の⑧の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金　　円

2　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト 事業実施報告概要

事業名	
事業目的	
事業概要	
事業実施結果 及び効果	
事業主体	

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト 事業実施報告概要

事業名	○○○○に係る調査研究事業
事業目的	(250字程度で簡潔に記入)
事業概要	(250字程度で簡潔に記入)
事業実施結果 及び効果	(250字程度で簡潔に記入)
事業主体	〒○○○○-○○○○ ○○県○○市○○ 社会福祉法人 ○○○○ TEL: ○○○-○○○-○○○○ E-MAIL: ○○○○@○○○

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクトに係る現地調査について

1 趣旨

検討会構成員からの実地調査を実施すべきとの意見も踏まえ、実際に採択団体の実態を現地で確認することにより、平成22年度以降の採択基準等の策定に活用しようとするもの。

2 実施時期

平成21年7月中旬～8月中旬

3 現地での確認事項

- 事業の実施状況（調査研究の実施方法・成果の普及啓発の方法等）
- 支出証拠書類の確認（実績報告書にある支出物の領収書・委託契約書等）
- プロジェクト実施にあたっての意見聴取 等

4 実態確認団体の選定基準

- 関東に事務所がある団体であること（東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県）
- 次の4つの種別に区分けした団体で最も交付額の大きい団体
 - ① 社会福祉法人・社団法人・財団法人・独立行政法人
 - ② 特定非営利活動法人から2団体
 - ③ 大学
 - ④ 民間団体（株式会社等）

5 検査の実施状況とその活用

- 5団体の実施する9事業を対象に実地検査を実施。
- 実地検査において確認された問題点のうち、他の団体においても留意すべきと思われる事項については、事務連絡としてまとめ平成21年度採択団体に周知した。
＜主な周知事項＞

- ・ 謝金、旅費等に係る領収書等の会計書類の整備を徹底すること。
- ・ 弁当代等の補助対象外の経費を計上しないこと。

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト現地調査チェックリスト

- 1 調査団体名 : _____
- 2 調査日時 : _____
- 3 調査場所 : _____
- 4 団体対応者 : _____
- 5 厚生労働省調査者 : _____

○チェック一覧

	項目	項目チェック内容	チェック欄	備考欄
1	調査研究の実施体制について検討されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会は適切に設置されていたか ・経理担当者は配置されていたか ・調査研究チームは配置されていたか ・調査研究の実施期間は適切であったか 		
2	調査研究について計画どおり実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会委員の出席率は低くないか ・検討委員会の回数は計画どおり実施されたか ・調査研究は計画どおり実施されたか ・実施目的と成果が一致しており明確であるか 		
3	調査研究の実施状況・普及啓発の方法について工夫されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定時に事業計画等HPに掲載されたか ・調査研究の成果についてHPに掲載しているか ・調査研究の成果について会議等で発表されたか ・計画変更時の厚生労働省へ連絡協議について 		
4	実施協議等で示している不適切な経費が計上されていないか	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当の支出をしていないか ・通常の事務所の賃借料を支出していないか ・備品の購入をしていないか 		
5	事業終了後も団体に残るような経費を計上していないか	<ul style="list-style-type: none"> ・リースを備品にしたようなものはないか ・通常の団体のHP作成費になっていないか 		
6	交付申請書にない支出項目が実績に計上されていないか	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書と実績報告書を比較、領収書を確認 ・実績報告書にない領収書はないか確認 		
7	旅費・謝金について書類が整備されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費受取証拠書類(委員の印があるもの)はあるか ・謝金受取証拠書類(委員の印があるもの)はあるか 		
8	レンタカー使用や燃料費を計上しているものについて書類が整備されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・車両日誌はあるか 		
9	成果物が作成されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・実物の確認 ・作成部数を確認 		
10	会計帳簿等が保管されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書を保管しているか確認 ・契約書を保管しているか確認 ・支出証拠書類は整理されているか確認 		

(凡例) ○…概ね良好 △…一部改善の必要有り ×…改善すべき

○その他意見等

障害者自立支援調査研究プロジェクトについて今まで講じてきた改善策

1 補助上限額（1件あたり）

H20年度：20,000千円

H21年度：15,000千円（△5,000千円）

2 事業成果の普及啓発

H20年度：事業概要を厚労省HPに公開する他、成果物を国立国会図書館に納本

H21年度：成果発表会の開催や成果物のデータベース化に着手

3 団体への一般的な指導の強化

H20年度：事業執行上の注意点をまとめた事務連絡を発出する他、質問の多かつた事項をQ&A集として整理し、団体に送付。

4 事業実績に係る検査体制の強化

H20年度：実績報告書の書類審査を実施

H21年度：実績報告書の審査に加えて、一部、実地検査を実施

5 補助対象経費の見直し

（1）食糧費

H19年度：弁当代等の飲食代は補助の対象

H20年度：茶菓代に限り補助の対象

（2）旅費

H20年度：海外調査に係る旅費は、必要であれば補助の対象

H21年度：海外調査に係る旅費は、原則対象外

6 補助金の早期支出し

H19年度：翌3月末に支払い

H20年度：12月中旬に支払い

社会福祉推進事業実施要綱

(注)「社会福祉推進事業実施要綱」(平成20年6月2日 社援発第0602003号社会・援護局長通知)の対象事業の①～⑤について、事業の例示を加えたものである。

1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

以下の5つの視点のいずれか（複数可）により実施される事業であって、その内容が独創的な調査研究又は革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

①ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」（以下、「地域住民」という。）のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」（以下、「地域住民等」という。）はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・宅急便業者と民生委員の連携による1人暮らし高齢者のニーズ把握方法の調査研究事業
- ・大都市における低所得者の実態に関する調査研究
- ・共に民生委員を目指す夫婦向け「夫婦(めおと)講座」開設モデル事業

②サービスの提供（支援）に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・地域住民との長期的な信頼関係を築くことのできる人材の養成プログラム開発事業
- ・ひきこもった若者の在宅起業支援モデル事業

③ニーズからサービスへのつなぎ（調整）に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・福祉専門職と他分野の職種との協働を推進するネットワークの構築促進事業

・地域福祉の拠点として複数事業を展開する社会福祉法人の新しい経営の在り方研究

④活動基盤（資金、拠点）の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・居酒屋等における携帯電話を利用した効果的な募金システムの開発事業

・廃校となった小学校の空き教室を中心とした地域の連絡システム開発事業

⑤従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・家出や薬物中毒などにより教育の機会を失った若年者の学習支援と拠点確保の連携モデル事業

・保護司と民生委員と民間企業の協働による刑務所出所後の生活支援モデル事業

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

3に掲げる事業の実施を希望する都道府県若しくは市町村又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体若しくは厚生労働大臣が特に必要と認める団体は、別に定めるところにより厚生労働大臣に協議すること。

社会福祉推進事業評価委員会設置要綱

1 目 的

社会福祉推進事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的に行うものであるが、社会福祉推進事業に係る評価委員会の適正な運営を図るため、本要綱を定める。

2 評価委員会の業務

社会福祉推進事業における民間団体及び地方自治体が実施する事業の採択を決めるに当たっての評価等に関すること。

3 委 員

評価委員は社会福祉分野等に関する学識経験者及び厚生労働省本省職員のうちから厚生労働省社会・援護局総務課長が委嘱する。

なお、厚生労働省本省職員から委嘱する場合は官職を指定して行う。

4 委員会の運営

委員会の運営に必要な事項については、この要綱に定める他、委員会において定める。

5 庶 務

評価委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局総務課で行う。

(参考)

評価委員

【学識経験者等】

- ○○ 大学教授（社会学）
- ○○ 福祉系大学学長
- ○○ 大学准教授（地域自治）
- ○○ 大学准教授（精神保健福祉、障害者福祉）
- ○○ 大学教授（地域福祉、コミュニティワーク）

【行政関係者】

- 厚生労働省社会・援護局総務課長
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

老人保健健康増進等事業実施要綱

1. 目的

本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的としている。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の関係団体等及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

次のいずれかに該当する事業であつて、その内容が先駆的かつ試行的事業と認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

- (1) 「未来志向研究プロジェクト」（高齢者の介護・自立を支援する行政施策として将来的に制度化することを視野に入れた現場レベルでの実務的調査研究事業をいう）
- (2) 介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業
- (3) 高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業

4. 優先採択テーマ

対象事業のうち、補助対象として優先的に採択するテーマは、3-(1)については別紙1、3-(2)については別紙2のとおりである。

5. 評価委員会の設置

有識者等からなる老人保健健康増進等事業評価委員会を設置する。なお、評価委員会において事業の採択に係る評価等を行うこととするが、その業務及び運営に関することについては別途定めることとする。

「未来志向研究プロジェクト」優先採択テーマ

- 1 介護保険における保険者の機能強化等に関する調査研究事業
- 2 在宅介護・在宅医療の推進等に関する調査研究事業
- 3 医療機関と介護サービス事業所等との連携に関する調査研究事業
- 4 老人保健施設及び特別養護老人ホームの入所者に対する医療の実態調査研究事業

介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業優先採択テーマ

- 1 学校・職域等における認知症者等の支援に関する調査研究事業
- 2 福祉・介護サービス施設・事業所の経営の在り方に関する調査研究事業
- 3 居宅サービスにおける口腔関連介護サービスの在り方に関する調査研究事業
- 4 新予防給付のサービス内容と介護予防効果に関する調査研究事業

老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱

1 目的

老人保健健康増進等事業は、高齢者の介護、介護予防、老人保健及び健康増進等に關わる、先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的に行われているところであるが、老人保健健康増進等事業に係る評価委員会の適正な運営を図るため、本要綱を定める。

2 評価委員会の業務

評価委員会は、次の業務を行う。

- (1) 老人保健健康増進等事業における民間団体及び地方公共団体が実施する事業の採択を決めるに当たっての評価等に関すること。
- (2) 老人保健健康増進等事業の適正な運営に関すること。

3 委員

- (1) 評価委員は老人保健・福祉分野等に関する有識者及び厚生労働省本省職員のうちから厚生労働省老健局総務課長が委嘱する。
なお、厚生労働省本省職員から委嘱する場合は官職を指定して行う。
- (2) 評価委員会は、委員6名以内とし、委員長1名を置く。
- (3) 委員の任期は、2年とする。

4 委員会の開催

委員会の開催は、必要に応じ委員長が招集する。

5 庶務

評価委員会に関する庶務は、厚生労働省老健局総務課で行う。

6 施行期日

本要綱は、平成19年1月1日より施行する。

<平成21年度>

老人保健健康増進等事業評価委員会 委員名簿

氏 名	現 職
○ ○ ○ ○	大学学長（医学）
○ ○ ○ ○	大学教授（経済学）
○ ○ ○ ○	大学教授（社会学）
○ ○ ○ ○	大学教授（高齢者介護）

(官職指定)

老健局総務課長

老健局総務課介護保険指導室長

厚生労働科学研究費のあらまし

— Health and Labour Sciences Research Grants —

厚生労働科学研究費とは

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としています。

独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について、競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究の振興を一層推進することとしています。

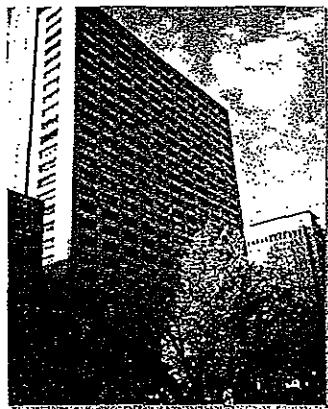
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働科学研究費の概要

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、国民を取り巻く社会環境の変化、国民のニーズの多様化・高度化などに的確に対応した厚生労働行政が求められています。

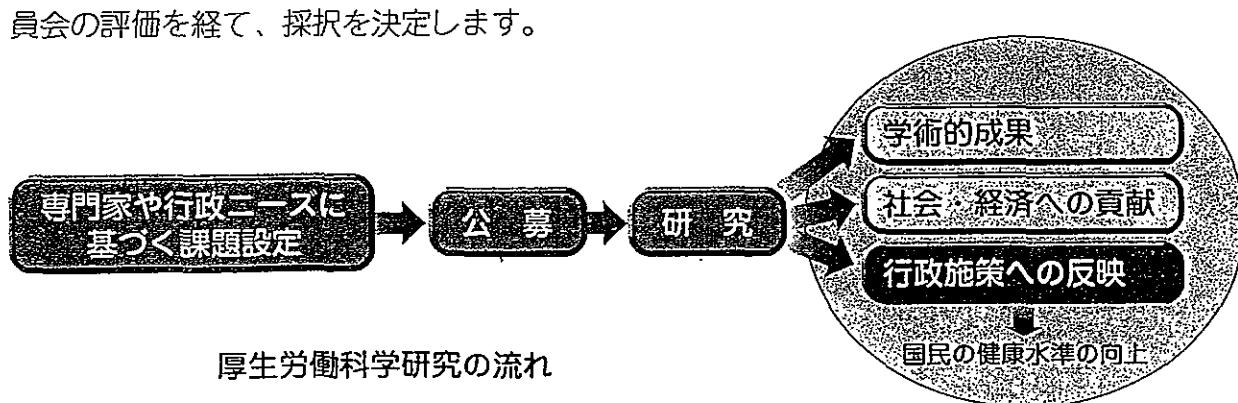
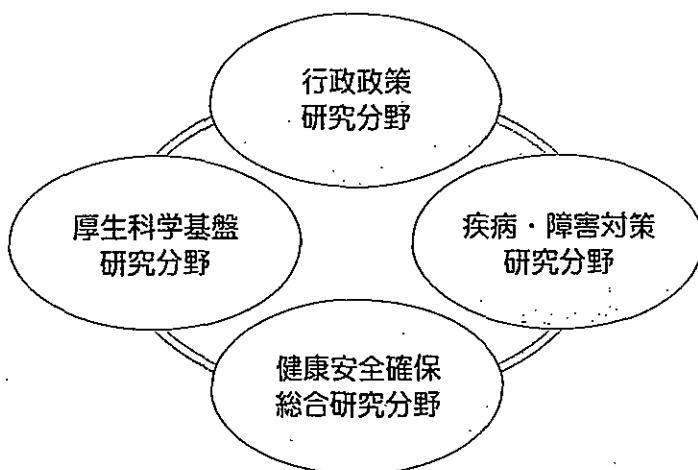
行政施策は、適切妥当な科学的根拠に立脚する必要があります。そのためには、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があります。厚生労働科学研究は、このような目的の為に行われる厚生労働省の研究を総称しています。



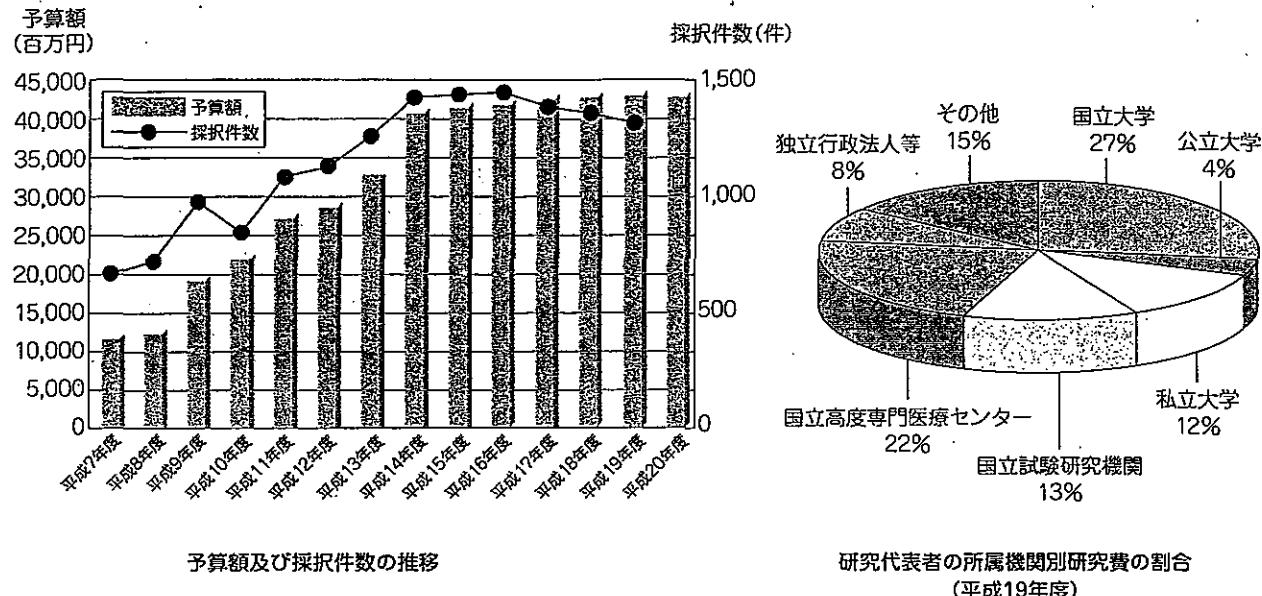
現在の研究費補助の萌芽は、昭和26年度に創設された厚生科学研究費補助金制度です。それが漸次拡大され、昭和59年度からは対がん10ヵ年総合戦略が始まるなど、平成7年度以降は国全体の科学技術基本計画に基づき、大幅な拡大がみられています。平成20年度には、428億円の研究費により1,400近くの研究をサポートしています。

厚生労働科学研究費の特徴

厚生労働科学研究事業は、行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究の4分野から構成されています。外部の専門家のご意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業毎に、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。

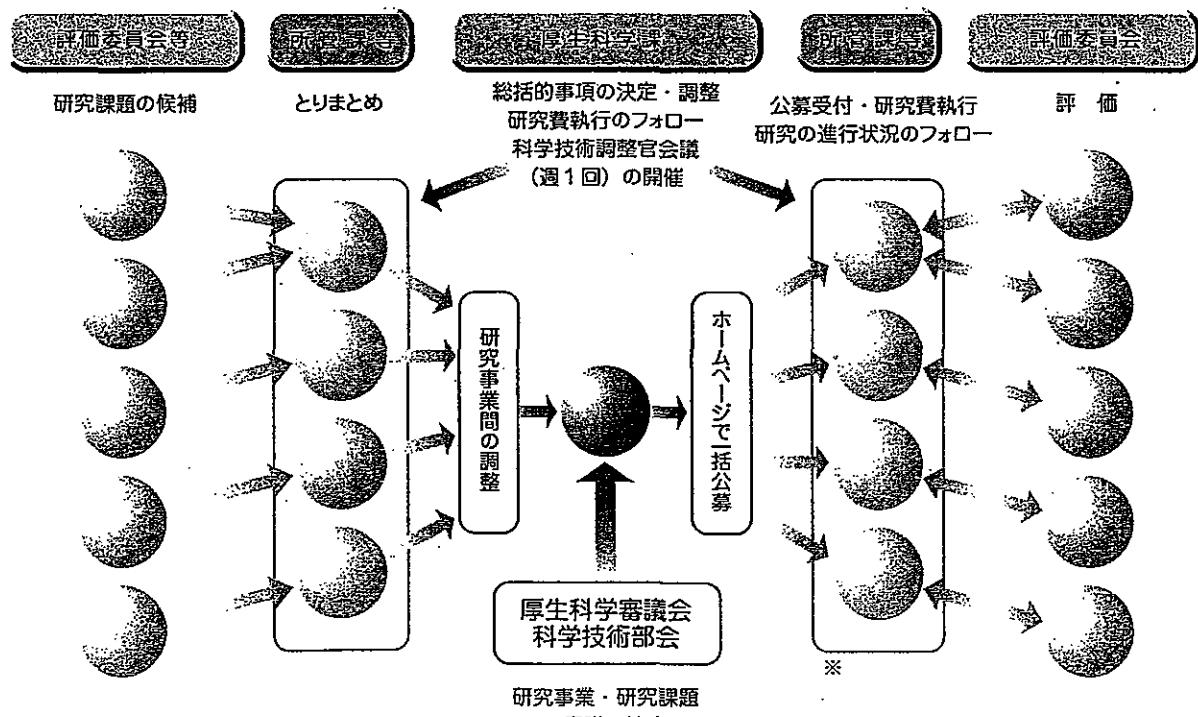


予算及び採択件数の推移



厚生労働科学研究費のマネジメントのフロー

厚生科学審議会科学技術部会及び大臣官房厚生科学課の調整のもと、厚生労働省内の関係部局と関係研究機関の科学技術調整官とにより厚生労働科学研究費のマネジメントを行っています。



厚生労働科学研究費補助金／各研究事業の概要

以下は平成20年度の各研究事業の概要を示しています。研究事業や研究費の使用に関する疑義などがありましたら、以下の担当の連絡先にお問い合わせください。(なお、平成21年度には各研究事業について変更がありますので、その点ご留意ください。公募内容等に関しましては公募要項をご確認ください。)

厚生労働省代表番号：03-5253-1111

1 行政政策研究分野

(1) 行政政策研究事業

①政策科学総合研究

- ・政策科学推進研究事業・統計情報総合研究事業
- ・人口・少子化問題及び社会保障全般に係る政策、保健医療福祉における総合的な施策の推進、統計情報の整備及び利用の総合的な促進、その他厚生労働行政の企画立案及び効率的な推進に資することを目的とする研究。

担当 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室 内線7505

担当 政策統括官付政策評価官室 内線7778

②社会保障国際協力推進研究

- ・社会保障国際協力推進研究

社会福祉及び公衆衛生を含めた社会保障分野に係る国際協力の推進に資することを目的とする研究

担当 大臣官房国際課 内線7319

・国際医学協力研究

- 日本及びアメリカ合衆国の両国においてアジア地域に蔓延している疾患に関する研究を共同して実施するとともに、アジア地域を中心とする医学に関する研究協力の充実を図ることにより、世界の医学の進歩に資することを目的とする研究

担当 大臣官房厚生科学課 内線3813

(2) 厚生労働科学特別研究事業

厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究

担当 大臣官房厚生科学課 内線3809

2 厚生科学基盤研究分野

(1) 先端的基盤開発研究事業

①再生医療実用化研究

- ・再生医療技術の開発とその早期臨床応用を目指した研究及び再生医療技術の実用化における品質・安全性評価法に関する研究

担当 医政局研究開発振興課

②創薬基盤推進研究

・ヒトゲノムデーターメード研究

- ・バイオインフォマティクス技術を駆使して、がん、認知症、生活習慣病その他日本人に代表的な疾患について個人の遺伝子レベルにおける差異を踏まえた診断、治療法の実用化に向けた研究を通じ、個別化医療の実現を図ることを目的とする研究

・創薬バイオマーカー探索研究

- ・トランスクリプトーム分野及びたんぱく分野よりなる研究であり、包括的なトランスクリプトーム解析の実施や疾患関連のバイオマーカー探索等を行う研究

・次世代ワクチン開発研究

- ・感染症のみならず、がん、認知症等に対するワクチンの開発による疾患の予防や、組織培養や遺伝子組換えたんぱく技術等のワクチン製造技術の低コスト化・効率化に関する研究

・政策創薬総合研究

- ・政策的に重要でありながら民間のみでは研究開発の促進が困難な分野について、画期的・独創的医薬品等の創製に資する先端的、基盤的技術の開発を官民共同研究により推進することを目的とする研究

・生物資源・創薬モデル動物研究

- ・臨床研究や医薬品事業等へのニーズを意識した「ヒト」「疾患」に関連した生物資源の拡充や、生物資源の機能解析を図り、それらの幅広い普及を目指す研究

担当 医政局研究開発振興課

③医療機器開発推進研究

・ナノメディシン研究

- ・超微細技術(ナノテクノロジー)を活用した医療機器、医薬品の開発技術を産官学間の連携の下、医学・薬学・化学・工学の融合的研究等学際的に発展させる研究

・活動領域拡張医療機器開発研究

- ・産官学に「患者の視点」を組み入れた「産官学患連携」により、近い将来到来する超高齢化社会における医療・介護負担の低減をもたらし、高齢者等の自立と充実した生活を可能とする革新的医療機器の開発を目的とした研究

・医工連携研究推進基盤研究

- ・工学者を医療機器等の医学研究機関でトレーニングする等、医学と工学とを緊密に融合することにより、臨床現場のニーズに応える新規医療機器の、より効率的な開発を推進するための研究

担当 医政局研究開発振興課

(2) 臨床応用基盤研究事業

①医療技術実用化総合研究

・治験推進研究

- ・複数の医療機関による大規模な治験をがん、循環器病等の疾患群ごとに実施するためのネットワークを構築し、医療上必要な医薬品等の開発の推進に資することを目的とする研究

・臨床研究基盤整備推進研究

- ・我が国で行われる臨床研究の質の向上を目標に、医療機関・教育機関等の臨床研究を支える基盤の整備を主に人材教育の観点から効率的に行う研究

・基礎研究成果の臨床応用推進研究

- ・我が国で生み出された基礎研究の成果を臨床現場に迅速かつ効率的に応用していくために必要な技術開発、探索的な臨床研究等を推進することを目的とする研究

・臨床研究・予防・治療技術開発研究

- ・医薬品や医療機器を用いた治療法等の医療技術について、臨床において適切に実施されるようエビデンスを確立する研究

・臨床疫学基盤整備研究

- ・患者背景データ等の臨床疫学の基礎となる分野別の疾患の診療・処方実態情報などの診療コホートのデータベース構築等に関する研究

・臨床研究支援複合体研究

- ・医療機関の人材育成を含めた臨床研究推進のための支援等臨床研究のハブ機能を果たすための研究

担当 医政局研究開発振興課

3 疾病・障害対策研究分野

(1) 障害関連研究事業／長寿科学総合研究事業

① 障害保健福祉総合研究

障害者の社会的自立を促進し、生活の質的向上をもたらす総合的な障害保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究

担当：社会・援護局障害保健福祉部企画課

内線3029

② 感覚器障害研究

感覚器障害の予防、診断、治療の向上その他感覚器障害対策の推進に資することを目的とする研究

担当：社会・援護局障害保健福祉部企画課

内線3029

③ 長寿科学総合研究

高齢者の心身の健康の確保及び生活の質的向上に資することを目的とする研究

担当：老健局総務課

内線3908

(2) 子ども家庭総合研究事業

乳幼児の障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究

担当：雇用均等・児童家庭局母子保健課

内線7937

(3) 第3次対がん総合戦略研究事業

① 第3次対がん総合戦略研究

「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの罹患率及び死亡率の激減を目指し、がんの本態解明の研究及びその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチ（基礎研究の成果を臨床・公衆衛生に導入するための橋渡し研究をいう。）並びにがんに対する革新的な予防法、診断法及び治療法の開発を推進することを目的とする研究

担当：健康局総務課がん対策推進室

内線4604

② がん臨床研究

がんについて、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究

担当：健康局総務課がん対策推進室

内線4604

(4) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業／免疫アレルギー疾患等予防治療研究事業／難治性疾患克服研究事業

① 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究

② 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究

生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的

な生活習慣病対策の推進及び健康維持と病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究

・糖尿病戦略等研究

糖尿病について、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究等を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究

担当：健康局総務課生活習慣病対策室

内線2339

② 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究

免疫・アレルギー疾患の予防、診断、治療の向上その他免疫・アレルギー疾患対策の推進に資すること及び移植医療の治療効果の向上、エビデンスの確立等を図ることを目的とする研究

担当：健康局疾病対策課

内線2359

③ 難治性疾患克服研究

根本的な治療法が確立しておらず、かつ、後遺症を残すおそれのが少なくない難治性疾患について、病状の進行の阻止並びに患者の身体機能の回復及び再生を目指した画期的な診断法及び治療法の研究開発の推進に資することを目的とする研究

担当：健康局疾病対策課

内線2356

(5) エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業

① エイズ対策研究

エイズ対策の確立及びその科学的な推進に資することを目的とする研究

担当：健康局疾病対策課

内線2357

② 肝炎等克服緊急対策研究

肝炎ウイルスの病態及び感染機構の解明並びに肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療方法の開発に資することを目的とする研究

担当：健康局疾病対策課肝炎対策室

内線2349

③ 新興・再興感染症研究

新興・再興感染症の予防、診断、治療の向上その他新興・再興感染症対策の推進に資することを目的とする研究

担当：健康局結核感染症課

内線2379

(6) こころの健康科学研究事業

最先端の神経科学、分子生物学等の技術を用いた精神・神経疾患の病因及び病態の解明、これらの知見に基づいた治療方法の開発等の推進に資することを目的とする研究

担当：社会・援護局障害保健福祉部企画課

内線3029

4 健康安全確保総合研究分野

(1) 地域医療基盤開発推進研究事業

医療安全の確保、医療技術等を評価し、良質な医療の合理的かつ効率的な提供に資することを目的とする研究

担当：医政局総務課

内線2320

(2) 労働安全衛生総合研究事業

職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする研究

担当：労働基準局安全衛生部計画課

内線5793

(3) 食品医薬品等リスク分析研究事業

① 食品の安心・安全確保推進研究

牛海綿状脳症(BSE)、食品中に残留する化学物質等に係る安全性、食中毒等の問題に関し、リスク分析に基づいた研究を行い、安全な食品の確保等を図ることを目的とする研究

担当：医薬食品局食品安全部企画情報課

内線2455

② 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究

ゲノム創薬、再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供す

るため、医薬品・医療機器等に係るリスクに関する評価及び管理技術の高度化、安全性の向上並びに市販後の安全対策、医薬品等適正使用の推進並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究

担当：医薬食品局総務課

内線2342

③ 化学物質リスク研究

化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究

担当：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

内線2343

(4) 健康安全・危機管理対策総合研究事業

地域健康安全対策の基盤形成、水安全対策、生活安全対策、及びテロリズムや感染症等に係る国内外の情報収集、諸外国・国際機関との連携に関する研究等を推進することにより、健康危機管理体制の強化を図り国民の安全確保に資することを目的とする研究

担当：健康局総務課地域保健室

内線2345

研究事業の1年の流れ

厚生労働省の重点施策

科学技術政策、外部有識者のご意見等

公募課題の設定

※9～10月

公募課題は、各研究事業の評価委員や外部有識者のご意見等を踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会で審議し、決定されます。専門家のご意見や行政需要を適切に反映することとしています。

公
募

募

※10～12月

評価・採択

※2～3月

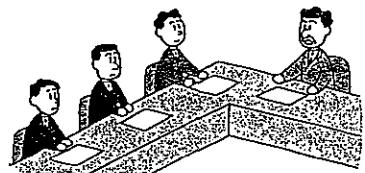
厚生労働省のホームページに掲載。

(研究事業ごとに受付先が異なります。)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/index.html>

※e-Rad(府省共通研究開発管理システム)による公募に移行する予定

<http://www.e-rad.go.jp>



採択通知

※3月

申請者に、採択・不採択・交付基準額の通知と評価委員会のコメントを送付。

交付申請

※4月

採択が決定した研究課題の研究代表者は、補助金の交付申請書を提出。



交
付

※6月頃

研究代表者宛に研究費を交付。



研究の実施

研究を実施

採択された研究代表者宛に推進事業の募集
→ 研究の推進や研究成果の普及に利用

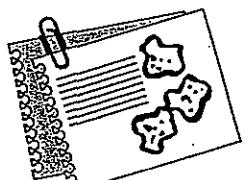


健康危険情報を得た場合は、厚生労働省に速やかに報告
必要に応じ行政施策とのリンクage

研究報告

※3～4月

各研究年度の終了時に、研究報告書を提出。
同時に、実績報告書を提出。



研究報告書は、国立保健医療科学院のホームページで公開されます。
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIST01.do>

※平成20年度予定 申請書の提出状況等により逐次変更される可能性があります。

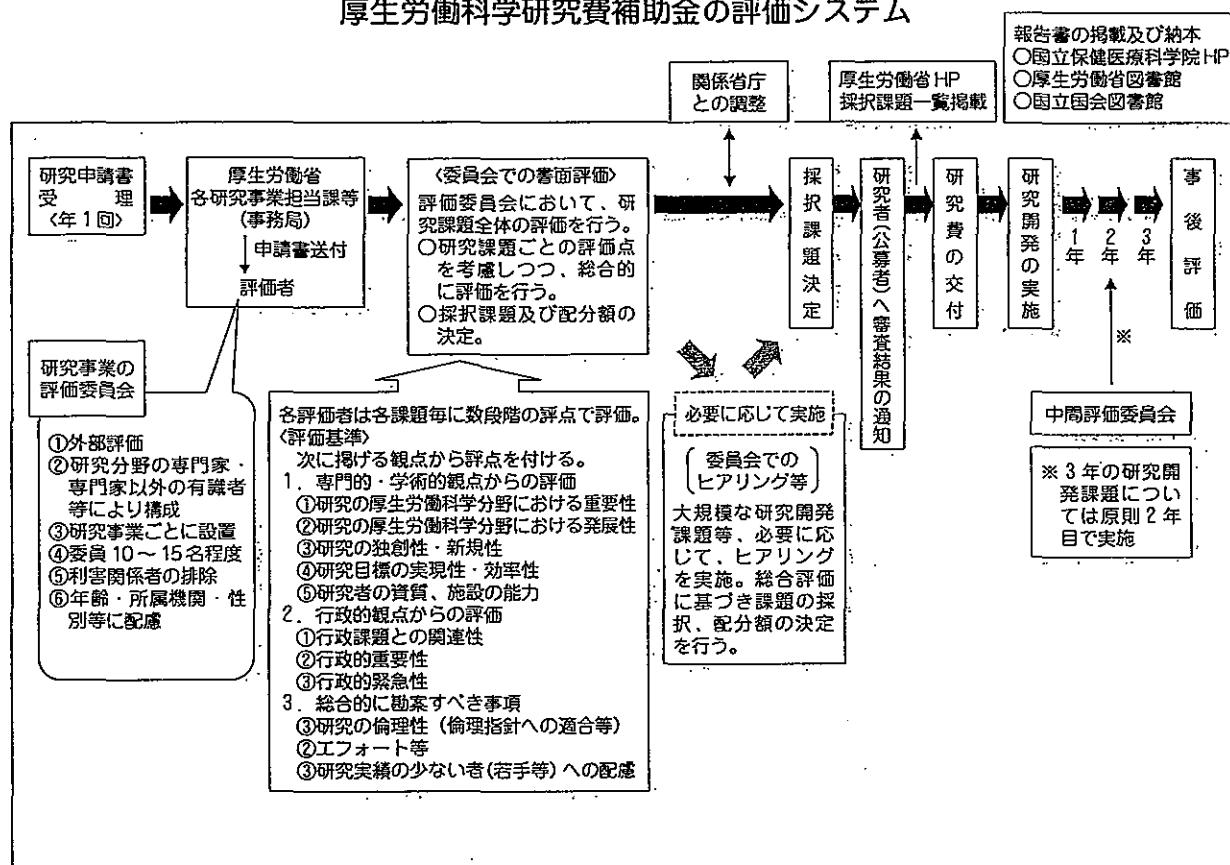
研究課題の評価の仕組み

厚生労働科学研究費補助金の審査は、「厚生労働省の科学的研究開発評価に関する指針」に基づき、下図に示す流れに沿って行われます。提出された研究開発課題は、各研究事業の評価委員会で、専門的・学術的観点と行政的観点から評価されます。

評価委員会名簿、採択課題や採択額等についても厚生労働省ホームページで示しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/index.html>

厚生労働科学研究費補助金の評価システム



研究の評価にあたっては、これまでの研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮することを定めています。

また、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性についても検討を行います。

厚生労働省ホームページにおいて、医学研究に係る厚生労働省の指針一覧を掲載していますので、適宜ご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>

推進事業

採択された研究課題を支援するため、次のような推進事業を行っています。

①外国人研究者招聘事業

課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、当該分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招聘し、海外との研究協力を推進しています（招聘期間は2週間程度です）。

②外国への日本人研究者派遣事業

課題が採択された主任研究者からの推薦に基づき、国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し当該研究課題に関する研究を実施することにより、わが国における当該研究の推進を図る事業（派遣期間は6ヶ月程度）。派遣の選考にあたっては、習得技術が研究班にどのように還元されるかが評価されます。

③リサーチレジデント事業（若手研究者育成活用事業）

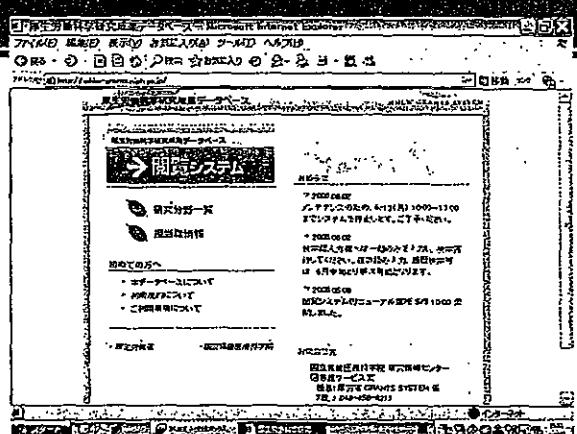
課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、主任又は分担研究者の所属する研究機関に当該研究課題に関する研究に専念する若手研究者を一定期間（原則1年、最長3年まで延長）派遣し、当該研究の推進を図るとともに、将来のわが国の研究の中核となる人材を育成するための事業です。

その他に、研究成果発表会や、研究事業毎のパンフレット作成等を行っています。

研究成果の公表

研究報告書は、担当課（室）が保管するとともに、国立国会図書館、厚生労働省図書館、国立保健医療科学院の厚生労働科学研究成果データベースホームページで公開されます。
(<http://mhlw-grants.niph.go.jp/>)

研究課題、研究者名、研究成果（報告書本文等）を含み、検索も可能な厚生労働科学研究成果データベースを公開しております。ぜひ、ご活用下さい。



研究課題の公募・連絡先

研究課題の公募について

毎年度厚生労働省ホームページに掲載されます。http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu_jigyou/index.html

研究事業全体の総括的事項について

厚生労働省大臣官房厚生科学課研究助成係 03-5253-1111（内線3809）

個別の研究事業について

3～4ページに示した研究事業担当課にお問い合わせ下さい。